「京の飲食」安全対策向上事業
＜商店街・ショッピングモール等の店舗対象＞
要件確認フローチャート

京都府内の食品衛生法の飲食店営業許可等を受けている店舗（飲食店・喫茶店等（宅配・テイクアウトサービスを除く）、遊興施設（カラオケボックス等）及びカラオケ店）を運営している企業・団体、個人事業主で、令和3年5月7日から申請受付をしている「京の飲食」安全対策向上事業の対象者に該当しますか。

はい → 本事業ではなく、申請期間が、令和3年5月7日～8月31日の「京の飲食」安全対策向上事業の申請対象です。

いいえ ↓

京都府内における商店街団体等の会員で、今回の補助の対象施設を運営する企業・団体若しくは個人事業主又は大規模小売店舗（ショッピングモール等）内の店舗で、今回の補助対象施設を運営する企業・団体若しくは個人事業主ですか？（対象事業者、対象施設は2ページをご覧ください。）

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

「CO2濃度モニタリング協力店」の登録基準（チェックリスト:別表3）に基づき感染防止に取り組みますか？

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

上記チェックリストを遵守の上、CO2センサーによる継続的な測定・データ提供の取組（CO2濃度モニタリング事業）」に応募されますか？

いいえ → 本事業への申請はできません

はい ↓

京都府の新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」のダウンロードができていますか？

はい ↓

いいえ → 京都府HPから「こことろ」のインストールを先にお済ませください。モニタリング開始の際の基本データ登録に必要です。

京都府のHPに掲載する「京の飲食」安全対策向上事業（Bコース）推奨機器※を購入されますか？
又は、推奨機器※ 以外のCO2センサーを購入されますか？

（※推奨機器　http://www.pref.kyoto.jp/sanroso/news/co2recommend.html　）

推奨機器以外を購入する ↓

Aコースの内容で機器整備補助金及びデータ提供協力金の申請ができます。
また、データ提供の御協力後に協力金の申請ができます。

※このフローは、補助金・協力金の支給を確約するものではありません。

推奨機器を購入する ↓

Bコースの内容で機器整備補助金及びデータ提供協力金の申請ができます。
また、データ提供の御協力後に協力金の申請ができます。

※このフローは、補助金・協力金の支給を確約するものではありません。